

有限会社 VERY コーポレーション

指定通所小規模多機能居宅介護・指定介護予防小規模多機能居宅介護

ハートヴィレッジ西川手 運営規程

第1条 (事業の目的)

この運営規定は、有限会社 VERY コーポレーションが設置するハートヴィレッジ西川手（以下「事業所」という。）が行う指定小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、介護職員、看護職員、介護支援専門員（以下「従業者」という。）が要支援及び要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、要介護者状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行う。

指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、要支援者状態となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限り住み慣れたその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 4 事業所は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者、主治医、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕を提供するにあたっては、介護保険法に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。
- 8 前各号のほか、「指定地域密着型サービスの事業に人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

第3条 (事業の運営)

指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供に当たっては、事業所の従業者によるのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

第4条 （反社会勢力の排除）

- 1 事業所は、事業の実施に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び岐阜市暴力団等の排除に関する条例（岐阜市条例第13号）に規定される暴力団等を、その運営に関与させないものとする。
- 2 事業所を開設する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員またはこれらと密接な関係を持つものは従事させないものとする。

第5条 （事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 ハートヴィレッジ西川手
- 2 所 在 地 岐阜県岐阜市西川手1丁目124

第6条 （従業者の職種、員数及び職務の内容）

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1人（常勤職員）
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。
- 2 介護支援専門員 1人以上
介護支援専門員は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、医療機関等との連絡・調整を行う。
- 3 介護従業者 看護職員 1人以上 ・ 介護職員 7人以上
介護従業者は、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。

第7条 （営業日及び通常の営業時間）

事務所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営 業 日 365日
- 2 営 業 時 間
通いサービス 基本時間 午前8時30分から午後5時30分
宿泊サービス 基本時間 午後4時00分から午前9時30分
訪問サービス 基本時間 24時間

第8条 （登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員）

事業所の登録定員は29名とする。

- 2 事業所の通いサービスの利用定員は18名とする。
- 3 事業所の宿泊サービスの利用定員は9名とする。

第9条 （指定小規模多機能型居宅介護等の内容）

指定小規模多機能型居宅介護等の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

1) 介護計画の作成

2) 相談、援助等

利用者及びその家族の日常生活上における介護等に関する相談及び助言、申請代行等を行う。

3) 通いサービス及び宿泊サービスに関する内容

事業所において、食事や入浴及び排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練等を提供する。

① 介護サービス（移動、排せつの介助、見守り等）

② 健康のチェック

③ 機能訓練

④ 入浴サービス

⑤ 食事サービス

⑥ 送迎サービス

4) 訪問サービスに関する内容

利用者の居宅を訪問し、食事や入浴及び排せつ等の日常生活上の世話、支援を提供する。

① 排せつ・食事介助・清拭・体位変換等の身体の介護

② 調理・住居の掃除・生活必需品の買い物等の生活の援助

③ 安否確認

第 10 条（地域との連携等）

事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスを提供するよう努めるものとする。

第 11 条（小規模多機能型居宅介護計画等の作成）

介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を個別に作成する。

- 2 小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。
- 3 小規模多機能型居宅介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 4 小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付する。
- 5 利用者に対し、小規模多機能型居宅介護計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。
- 6 小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、常に小規模多機能型居宅介護計画の実施状況及び利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて小規模多機能型居宅介護計画の変更を行う。
- 7 小規模多機能型居宅介護計画の目標及び内容については、利用者又はその家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行い記録する。

第 12 条（指定小規模多機能型居宅介護等の利用料）

指定小規模多機能型居宅介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領

サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 126 号）によるものとする。

- 2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。

- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う訪問サービスを提供する場合に要する交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

実施地域を越えた地点から 1 キロメートルあたり 50 円

- 4 食事の提供に要する費用については、以下のとおり徴収する。

朝食 350 円 / 昼食 750 円 / 夕食 700 円

- 5 宿泊に要する費用については、3,000 円を徴収する。

- 6 おむつ代については、実費を徴収する。

- 7 その他、指定小規模多機能型居宅介護〔介護予防小規模多機能型居宅介護〕において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

- 8 前 7 項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

- 9 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

- 10 費用を変更する場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

- 11 法定代理受領サービスに該当しない指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対して交付する。

第 13 条 （通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、岐阜市内とする。

第 14 条 （契約書の作成）

指定小規模多機能型居宅介護等の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約者の書面を持って説明し、同意を得た上で署名（記名押印）を受けることとする。

第 15 条 （非常災害対策）

事業所は、非常災害に備え、災害対策に関する具体的な計画を立て、並びに非常災害時の関係機関への通報及び連携のための体制を整備し、定期的に、これらを従業者にも周知するとともに、避難、救助等の訓練を行う。

第 16 条 （緊急時等における対応方法）

従業者は、指定小規模多機能型居宅介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければなら

ない。

第 17 条 （事故発生の防止及び発生時の対応）

事業所は、事故の発生及び再発を防止するため、従業者に対し、次に掲げる措置を講じる。

- 1) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - 2) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - 3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める措置
- 2 事業所は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して行った処置について、記録する。
- 4 事業所は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

第 18 条 （業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 19 条 （衛生管理・感染症蔓延防止及び従業者等の健康管理）

事業所は、利用者の使用する食器、設備及び飲用水について、衛生的な管理に努め、並びに衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行う。

- 2 事業所は、当該事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
- ① 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ② 当該事業所において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。
 - ③ 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める措置
- 3 従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

第 20 条 （協力医療機関等）

事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

- 1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - 2) 事業所からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - 3) 利用者の病状が急変した場合等において、事業所の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 事業所は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。
- 3 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 17 項に規定す

る第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

- 4 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 事業所は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

第21条（秘密保持・個人情報の保護等）

事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 事業所は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対し、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ、文書により当該利用者の同意を得る。

第22条（苦情処理）

事業所は、その提供した指定小規模多機能型居宅介護等に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した指定小規模多機能型居宅介護等の提供に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。この場合において、当該市町村から求めがあったときは、当該改善の内容を報告する。
- 4 事業所は、提供した指定小規模多機能型居宅介護サービス等に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。この場合において、当該国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、当該改善の内容を報告する。

第23条（ハラスメント対策に関する事項）

事業所は、指定小規模多機能型居宅介護等における適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ、相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第24条（施設の利用に当たっての留意事項）

従業者は、利用者に対して従業員の指示に従って指定小規模多機能型居宅介護等を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
 - 1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る
 - 2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する
 - 3) 面会は、施設の規程に従う
 - 4) ペットの持ち込みは禁止とする
 - 5) 全館禁煙とする
 - 6) 自身の宗教信仰以外及び『営利行為、宗教勧誘、特定の政治活動』は禁止する

第 25 条 （虐待の防止のための措置に関する事項）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、指定小規模多機能型居宅介護等の提供中に、当該施設の従事者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第 26 条 （身体拘束の廃止に関する事項）

事業所は、指定小規模多機能型居宅介護等の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

- 2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - 2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 3) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第 27 条 （記録の整備）

指定小規模多機能型居宅介護等を提供した際には、その提供日・内容、当該指定小規模多機能型居宅介護等について、利用者に代わって支払を受ける保険給付の額、その他必要な記録を記載する。

- 2 当該事業者は、次の記録を指定小規模多機能型居宅介護等に担当させ、利用完結の日から 5 年間保存しなければならない。
 - 1) 小規模多機能型居宅介護計画等が作成されている場合の介護計画の記録。
 - 2) 提供した具体的なサービス内容の記録。
 - 3) 緊急やむを得ない場合の身体拘束の一連の記録。
 - 4) 利用者が小規模多機能型居宅介護計画等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態を悪化させたときの記録、及び利用者が不正の行為によって保険給付を受けようとしたときの記録。
 - 5) 利用者及び、その家族もしくは代理人からの苦情内容の記録。
 - 6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録。
 - 7) 運営推進会議に係る報告、評価、要望、助言等

第 28 条 （運営推進会議の開催等）

事業所は、指定小規模多機能型居宅介護等の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、指定小規模多機能型居宅介護等について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

- 2 指定小規模多機能型居宅介護〔指定介護予防小規模多機能型居宅介護〕事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

第 29 条 （利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

第 30 条 （勤務体制の確保等）

事業所は利用者に対し、適切な指定小規模多機能型居宅介護等を提供することができるよう従業者の勤務の体制を定めておく。

- 2 事業所の従業者によって指定小規模多機能型居宅介護等を提供する。
ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 事業所は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保する。
 - ① 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - ② 継続研修 年 2 回以上

第 31 条 （その他施設の運営についての留意事項）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成 23 年 11 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 24 年 10 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 25 年 5 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 26 年 6 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 26 年 12 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 27 年 9 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 29 年 8 月 1 日より施行する。
- この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
- この規程は、令和元年 10 月 1 日より施行する。
- この規程は、令和 3 年 3 月 1 日より施行する。
- この規程は、令和 4 年 11 月 1 日より施行する。
- この規程は、令和 5 年 8 月 1 日より施行する。
- この規程は、令和 6 年 5 月 1 日より施行する。
- この規程は、令和 7 年 3 月 1 日より施行する。